

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

(下線部は変更部分)

改正後	改正前
<p>第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項</p> <p>1 備蓄運営の基本的な考え方</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後(原則<u>5年以内</u>)に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします(買戻し条件付売渡し)。<u>ただし、買受資格者が小売業者その他農産局長が定める者である場合においては、当該条件を付すことを要しないこととします。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項</p> <p>1 備蓄運営の基本的な考え方</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>また、</u>(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後(原則<u>1年以内</u>)に当該備蓄米と同等量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします(買戻し条件付売渡し)。</p> <p>(4) (略)</p>